様式第一(第三条第一項関係)(日本工業規格A列4番)

計画通知は別の様式を 使用してください

(第一面)

計画書

2025年 4月 1日

愛知県知事 殿

してください

提出者の住所又は

主たる事務所の所在地 愛知県〇〇市〇〇町1-2

提出者の氏名又は名称 株式会社〇〇

代表者の氏名 代表取締役

愛知 太郎

設計者氏名

愛知 一郎

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 11 条第 1 項(同法第 14 条第 2 項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画を提出します。この計画書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

(本欄には記入しないでください。)

建築物の構造及び規模に応じた建築士を記入

受付欄			適合判定通知書番号欄				決裁欄
年	月	目		年	月	目	
第		号	第			号	
係員氏名			係員	氏名			

	(第二面)	
	(A) — HII/	
[建築主等に関する事項]		
【ロ.氏名】 【ハ.郵便番号】 【ニ.住所】	カブシキカイシャ○○ ゲーイヒョウトリシマリヤク アイチ タロウ 株式会社○○ 代表取締役 愛知 太郎 000-00000 愛知県○○市○○町1-2	
【ホ. 電話番号】	000-000-0000	
【2.代理者】 【イ.氏名】 【ロ.勤務先】 【ハ.郵便番号】 【ニ.住所】 【ホ.電話番号】	愛知 一郎 株式会社 ○○建築士事務所 000-0000 愛知県○○市○○町2-2 000-000-0000	
【3. 設計者】		
(代表となる設計者) 【イ. 資格】 【ロ. 氏名】 【ハ. 建築士事務所名】	<ul> <li>(一級)建築士 (大臣 )登録第 123456 号</li> <li>愛知 一郎</li> <li>(一級)建築士事務所(愛知県)知事登録第 12345 号</li> <li>株式会社 ○○建築士事務所</li> </ul>	
【二.郵便番号】	000-0000 設計者は、建築物の構造及び規模	一に応
【ホ. 所在地】	愛知県○○市○○町2-2 じた建築士としてください	- ( C // L
【へ、電話番号】	012-345-6789 作成した設計図書に、設計者の記	名か
【ト. 作成した設計図書】	設計図書一式 必要です	
(その他の設計者)		
【イ. 資格】 (	)建築士 ( )登録第 号	
【ロ.氏名】 【ハ.建築士事務所名】( 【ニ.郵便番号】 【ホ.所在地】 【ヘ.電話番号】 【ト.作成した設計図書】	)建築士事務所 ( ) 知事登録第 号	
【イ. 資格】 ( 【ロ. 氏名】	)建築士 ( ) 登録第 号	
【ハ. 建築士事務所名】( 【ニ. 郵便番号】 【ホ. 所在地】 【ヘ. 電話番号】 【ト. 作成した設計図書】	)建築士事務所( )知事登録第 号	
   【イ. 資格】 (	) 建築士	1
【口. 氏名】	申請をした(する予定の)所管行政庁(市、県)、	
【ハ. 建築士事務所名】( 【ニ. 郵便番号】 【ホ. 所在地】 【ヘ. 電話番号】 【ト. 作成した設計図書】	) <sub>建築士事</sub> 指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地 を記入してください 所在地については、〇〇県〇〇市、郡〇〇町、村、程度で結構です	
【4.確認の申請】		
☑申請済 ( 指定確認検査 □未申請 ( )	機関○△×(○○市)	
【5. 備考】 愛知ビル新築工事	第二面【5. 備考】欄に、工事名称の記入をお願いします	

確認申請書第三面·第四面の記載内容と 整合するように記入してください

(第三面)

建築物エネルギー消費性能確保計画

[建築物及びその敷地に関する事項]       第三面【4】【5】【7】【8】は、省エネ適判を行う棟(新築、増築又は改築を行う棟(新築、増築又は改築を行う棟)の計画についての記入をお願いします         【2. 敷地面積】       1,521.36 m²         【3. 建築面積】       1,180.57 m²         【4. 延べ面積】       9,985.94 m²         【5. 建築物の階数】 (地上)       10 階 (地下)       2 階         【6. 建築物の用途】
【1. 地名地番】       愛知県〇〇市〇〇町1-2       を行う棟(新築、増築又は改築を行う棟)の計画についての記入をお願いします         【2. 敷地面積】       1,521.36 ㎡       いします         【3. 建築面積】       1,180.57 ㎡         【4. 延べ面積】       9,985.94 ㎡         【5. 建築物の階数】       (地上)       10 階 (地下)       2 階
【2. 敷地面積】       1,521.36 m²         【3. 建築面積】       1,180.57 m²         【4. 延べ面積】       9,985.94 m²         【5. 建築物の階数】 (地上)       10 階 (地下)       2 階
【4. 延べ面積】 9,985.94 m <sup>2</sup> 【5. 建築物の階数】 (地上) 10 階 (地下) 2 階
【5. 建築物の階数】 (地上) 10 階 (地下) 2 階
【6 建築物の用途】
□非住宅建築物 □一戸建ての住宅 □共同住宅等 <b>☑</b> 複合建築物
【7. 工事種別】 □新築 □改築 【7.工事種別】は、確認 申請書第四面工事種別
【8. 構造】       鉄筋コンクリート 造 一部       造       と整合するように記入         をお願いします
【9. 該当する地域の区分】 6 地域
【10】【11】は、確認申請 【10.工事着手予定年月日】 2025 年 9 月 1 日 書第三面工事着手・完了
【11.工事完了予定年月日】 2027 年 4 月 1 日 ように記入をお願いしま
【12.備考】

② 外皮基準、一次エネルギー消費量基準とも標準計算

を行う場合

## (第四面つづき)

【ハ.共同住宅等】	「国土交通大臣が認める方		. D
(外壁、壁等を通しての熱の損失の防止に関す	下のとおりです。	14X/XO C 02/14/1/02 1/14/20	
□基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準	- 「① 住戸によって適用する』	<b>其準が異なる場合</b>	
□基準省令第1条第1項第2号イ⑵の基準		型車ペススススプロ 賃、一部の住戸は仕様基準等	₹)
□国土交通大臣が認める方法及びその結果		の増改築において、新築と同	- /
(	に外皮性能を評価する場		HJ (13)
(一次エネルギー消費量に関する事項)	③ 誘導仕様基準を適用す		
□基準省令第1条第1項第2号口(1)の基準	の一部等は你基準を適用り	る物口	
基準省令第4条第3項に掲げる数値の区	分(□第1号 □第2号)		İ
基準一次エネルギー消費量 GJ	[/年		<u> </u>
設計一次エネルギー消費量GJ	[/年	住宅部分の共用部分につ	つい
B E I ( )		ては、計算を省略できます	-
□基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準		・第1号:共用部計算あり	
□国土交通大臣が認める方法及びその結果		・第2号:共用部計算なし	
		1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1	
【二. 複合建築物】			<u> </u>
☑基準省令第1条第1項第3号イの基準 <	一・一次エネルギー消費量	基準:住宅部分と非住宅部分	分か
(非住宅部分)	それぞれ省エネ基準に通	<b>適合すること</b>	
(一次エネルギー消費量に関する事項)	・外皮基準:住宅部分が	省エネ基準に適合すること	
□基準省令第1条第1項第1号イの基準		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	_
	[/年		İ
	[/年		İ
BEI (			İ
(BEIの基準値)			i
☑基準省令第1条第1項第1号ロの基準			İ
BEI ( 0.78 )			İ
(BEIの基準値 0.8 )			İ
□国土交通大臣が認める方法及びその結	果		İ
( )	210		İ
(住宅部分)			İ
(外壁、壁等を通しての熱の損失の防止に	関する事項)		İ
□基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基			İ
<ul><li>☑基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基</li></ul>			İ
□国土交通大臣が認める方法及びその結			İ
	)		İ
(一次エネルギー消費量に関する事項)	,		İ
□基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基	※		İ
		므.)	İ
基準省令第4条第3項に掲げる数値 基準一次エネルギー消費量		<i>(</i> 2)	İ
	GJ/年		İ
設計一次エネルギー消費量	GJ/年		
BEI ( )	%H±		
☑基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基			
□国土交通大臣が認める方法及びその結	果、		
(	)		l

## (第四面つづき) ・一次エネルギー消費量基準:複合建築物全体(住宅部 分と非住宅部分のエネルギー消費量の合計)が省エ □基準省令第1条第1項第3号ロの基準 ネ基準に適合すること (複合建築物) ・外皮基準:住宅部分が省エネ基準に適合すること (一次エネルギー消費量に関する事項 基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分(□第1号 □第2号) 基準一次エネルギー消費量 GJ/年 設計一次エネルギー消費量 GJ/年 BEI ( (BEIの基準値 (住宅部分) (外壁、壁等を通しての熱の損失の防止に関する事項) □基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準 □基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準 □国土交通大臣が認める方法及びその結果 ( 【5. 備考】 ※小規模版モデル建物法を適用する場合 小規模版モデル建物法を適用 ※申請部分のすべてが計算対象外である場合 申請部分のすべてが一次エネルギーの算出に含まない ※共同住宅等又は複合建築物の場合 ( 床面積 ) (開放部分を除いた (開放部分及び共用部分を 部分の床面積) 除いた部分の床面積) 增築部分合計 $(2, 550.94 \text{ m}^2)$ $(2, 550.94 \text{ m}^2)$ $(2, 475.34 \text{ m}^2)$ $(2,000.94 \text{ m}^2)$ $(2,000.94 \text{ m}^2)$ $(2,000.34 \text{ m}^2)$ 非住宅部分 住宅部分 $(550.00 \text{ m}^2)$ $(550.00 \text{ m}^2)$ $(475.00 \text{ m}^2)$ 内、住宅部分の共用部 ( 200.00 m<sup>2</sup>) $(200.00 \text{ m}^2) (0.00 \text{ m}^2)$

第四面【5. 備考】欄に、以下の記入をお願いします。

- ・小規模版モデル建物法を適用する場合、その旨の記入をお願いします。
- ・申請部分のすべてが一次エネルギー消費量の算定対象としない部分である場合(工場で生産エリアのみの場合、スケルトン引き渡しのため設備機器を設けない場合、共同住宅等の共用部のみの場合等)、その旨の記入をお願いします。
- ・複合建築物の場合、省エネ適判を適用する新築・増改築する床面積について、住宅・非住宅それぞれの記入をお願いします。確認申請書第五面【7. 用途別床面積】の各階の合計値と整合していることを確認してください。

第三面の【6.建築物の用途】の欄で「共 同住宅等」又は「複合建築物」を選択し た場合に、住戸ごとに作成してくださ い。

(記入例)

[住戸に関する事項]

【1. 住戸の番号】 801

【2. 住戸の存する階】

【3.専用部分の床面積】

 $72.6 \text{ m}^2$ 

【4. 住戸のエネルギー消費性能】

結果集計プログラムの集計結果等があります。

〉(第五面)

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

□基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準

外皮平均熱貫流率

W/(m²・K) (基準値 (基準値

 $W/(m^2 \cdot K)$ 

複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等

により記載すべき事項の全てが明示された別の書面

をもって代えることができます。共同住宅等の計算

冷房期の平均日射熱取得率

☑基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準

□国土交通大臣が認める方法及びその結果 (

(一次エネルギー消費量に関する事項)

□基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 )

GJ/年

BEI (

☑基準省令第1条第1項第2号口(2)の基準

□国土交通大臣が認める方法及びその結果

(記入例) (別紙) 基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準又は基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準を用いる場合 1. 住戸に係る事項 (801) 住宅部分に仕様基準を適用した場合のみ添付してく (1) 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する抗 ださい。 1)屋根又は天井 (該当箇所無し) 計画に係る住戸の数が二以上である場合は、当該各 【断熱材の施工法】□内断熱 □外断熱 □外張断熱 住戸に関して記載すべき事項の全てが明示された別 □充填断熱 【断熱性能】□熱貫流率(  $W/(m^2 \cdot K)$ ) の書面をもって代えることができます。 2)壁 【断熱材の施工法】☑内断熱 □外断熱 □両面断熱 □充填断熱 □外張断熱 □内張断熱 ☑ 熱抵抗値 ( 1.1 (m² · K)/W) 【断熱性能】□熱貫流率(  $W/(m^2 \cdot K)$ 3)床 (イ) 外気に接する部分 該当部位の断熱材の施工方法と基準適合を確認 【該当箇所の有無】□有 ☑無 する断熱性能を記載してください 【断熱材の施工法】□内断熱 □外断熱 □外張断熱 □内張断熱 □充填断熱 【断熱性能】□熱貫流率(  $W/(m^2 \cdot K)$ □熱抵抗値(  $(m^2 \cdot K)/W)$ (ロ) その他の部分 【該当箇所の有無】□有 ☑無 【断熱材の施工法】□内断熱 □外断熱 □両面断熱 □外張断熱 □内張断熱 □充填断熱 【断熱性能】□熱貫流率(  $W/(m^2 \cdot K)$ □熱抵抗値(  $(m^2 \cdot K)/W)$ 4) 土間床等の外周部分の基礎壁 (イ) 外気に接する部分 【該当箇所の有無】□有 ☑無 【断熱性能】□熱貫流率(  $W/(m^2 \cdot K)$ □熱抵抗値(  $(m^2 \cdot K)/W$ (ロ) その他の部分 【該当箇所の有無】□有 ☑無 【断熱性能】□熱貫流率(  $W/(m^2 \cdot K)$ □熱抵抗値(  $(m^2 \cdot K)/W)$ 5) 開口部 【断熱性能】熱貫流率 (2.33 W/(m²⋅K)) 開口部の熱貫流率と日射遮蔽性能について記載 【日射遮蔽性能】 してください □開口部の日射熱取得率(日射熱取得率 □ガラスの日射熱取得率 (日射熱取得率 □付属部材 RC 造等において、構造熱橋部の断熱補強する必 ☑ひさし、軒等 要がある部位がある場合には、断熱補強の範囲と 6) 構造熱橋部 熱抵抗値を記入してください 【該当箇所の有無】 ☑ 有 □無 【断熱性能】断熱補強の範囲(600 mm) 断熱補強の熱抵抗値( 0.6 (m<sup>2</sup>・K)/W) (2) 一次エネルギー消費量に関する措置 設置する各設備の仕様を記載してください 【暖房】暖房設備( 入居者設置 入居後に設置予定の設備については「入居者設 効率( 置」等と記載してください 【冷房】冷房設備( 入居者設置 効率( 【換気】換気設備( ダクト式第三種換気設備(ダクト径 100 φ) 効率( 【照明】照明設備 ( 非居室に LED 照明設置 【給湯】給湯設備(ガス潜熱回収型給湯器 効率 ( モード熱効率 82.5% 2. 備考